

令和7（2025）年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の財政規模に対する一般会計で生じた赤字の大きさの割合を表したものです。

年度・基準	令和7年度 (2025年度)	令和6年度 (2024年度)	早期健全化基準	財政再生基準
比率	該当なし	該当なし	12.13%	20.00%

一般会計等の実質収支は黒字であり、該当ありませんでした。

$$\text{(算定式) 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (0)}}{\text{標準財政規模 (24,279,632)}}$$

(2) 連結実質赤字比率

地方公共団体の財政規模に対する公営企業会計など特別会計を含む全会計で生じた赤字の大きさの割合を表したものです。

年度・基準	令和7年度 (2025年度)	令和6年度 (2024年度)	早期健全化基準	財政再生基準
比率	該当なし	該当なし	17.13%	30.00%

地方公共団体の全会計で資金不足はいずれも生じておらず、該当ありませんでした。

$$\text{(算定式) 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (0)}}{\text{標準財政規模 (24,279,632)}}$$

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の財政規模に対する借入金（地方債）に係る返済額の大きさの割合を表したものです。

年度・基準	令和7年度 (2025年度)	令和6年度 (2024年度)	早期健全化基準	財政再生基準
比率 (3か年平均)	10.1%	10.0%	25.0%	35.0%

令和7（2025）年度決算は、令和6（2024）年度決算と比較して、単年度では10.6%と0.1%増加し、3か年平均では10.1%と0.1%の増加となりました。

この主な理由は、分子及び分母から控除される元利償還金等に係る基準財政需要額算入額が約9,250万円減少したこと及び地方債の元利償還金が約4,660万円増加したことによるものです。

$$\begin{aligned} & \text{④地方債の元利償還金 (4,777,771) + ⑧準元利償還金 (1,734,461)} \\ & \quad - \text{③特定財源 (310,664) - ⑨元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 (4,054,475)} \\ \text{(算定式)} \quad \text{実質公債費比率} &= \frac{\text{⑤標準財政規模 (24,279,632) - ⑨元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 (4,054,475)}}{\text{⑤標準財政規模 (24,279,632)}} \end{aligned}$$

(単位：千円)

項 目	令和7年度 (2025年度)	令和6年度 (2024年度)	令和5年度 (2023年度)
④地方債の元利償還金	4,777,771	4,731,132	4,759,076
⑧準元利償還金 (※)	1,734,461	1,812,668	1,847,023
③特定財源	310,664	299,676	340,304
⑨元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,054,475	4,147,048	4,425,188
⑤標準財政規模	24,279,632	24,207,656	24,155,970
実質公債費比率 (単年度)	10.6%	10.5%	9.3%

3か年平均：10.1%

※ 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるものであり、満期一括償還地方債の1年当たりの元利償還金に相当するもの、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金及び公債費に準ずる債務負担行為に係るものの合算額です。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の財政規模に対する借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさの割合を表したものです。

年 度 ・ 基 準	令和7年度 (2025年度)	令和6年度 (2024年度)	早期健全化基準	財政再生基準
比 率	18.9%	9.9%	350.0%	

将来負担額は減少しましたが、前年度と比較して9.0%増加しました。

この主な理由は、合併特例債及び臨時財政対策債などの交付税措置率の高い地方債の償還が進んだことに伴い、充当可能財源等に含まれる基準財政需要額算入見込額が約22億8,110万円減少したこと及び産業団地事業特別会計が公営企業に準じた取扱いへ移行したことに伴い、鯨波産業団地整備基金が充当可能基金の対象外となったことによるものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{④将来負担額 (66,044,477)} - \text{⑥充当可能財源等 (62,212,446)}}{\text{③標準財政規模 (24,279,632)} - \text{⑦元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 (4,054,475)}}$$

(単位：千円)

項 目		令和7年度 (2025年度)	令和6年度 (2024年度)
④将来負担額		66,044,477	67,520,961
内 訳	① 地方債の現在高	42,971,070	43,792,264
	② 債務負担行為に基づく支出予定額	2,297,758	2,302,940
	③ 公営企業債等繰入見込額	15,540,256	16,181,272
	④ 退職手当負担見込額	5,235,393	5,244,485
	⑤ 設立法人の負債額等負担見込額	0	0
⑥充当可能財源等		62,212,446	65,521,782
内 訳	① 基準財政需要額算入見込額	40,359,920	42,641,019
	② 充当可能基金	17,943,144	18,626,448
	③ 充当可能特定歳入	3,909,382	4,254,315
	④ (うち都市計画税)	(3,341,751)	(3,656,936)

2 資金不足比率の状況

公営企業の事業の規模に対する資金不足額の割合を表し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

年度・基準 会計名	令和7年度 (2025年度)	令和6年度 (2024年度)	経営健全化基準
水道事業会計	該当なし	該当なし	20.0%
下水道事業会計	該当なし	該当なし	20.0%
産業団地事業特別会計	該当なし	—	20.0%

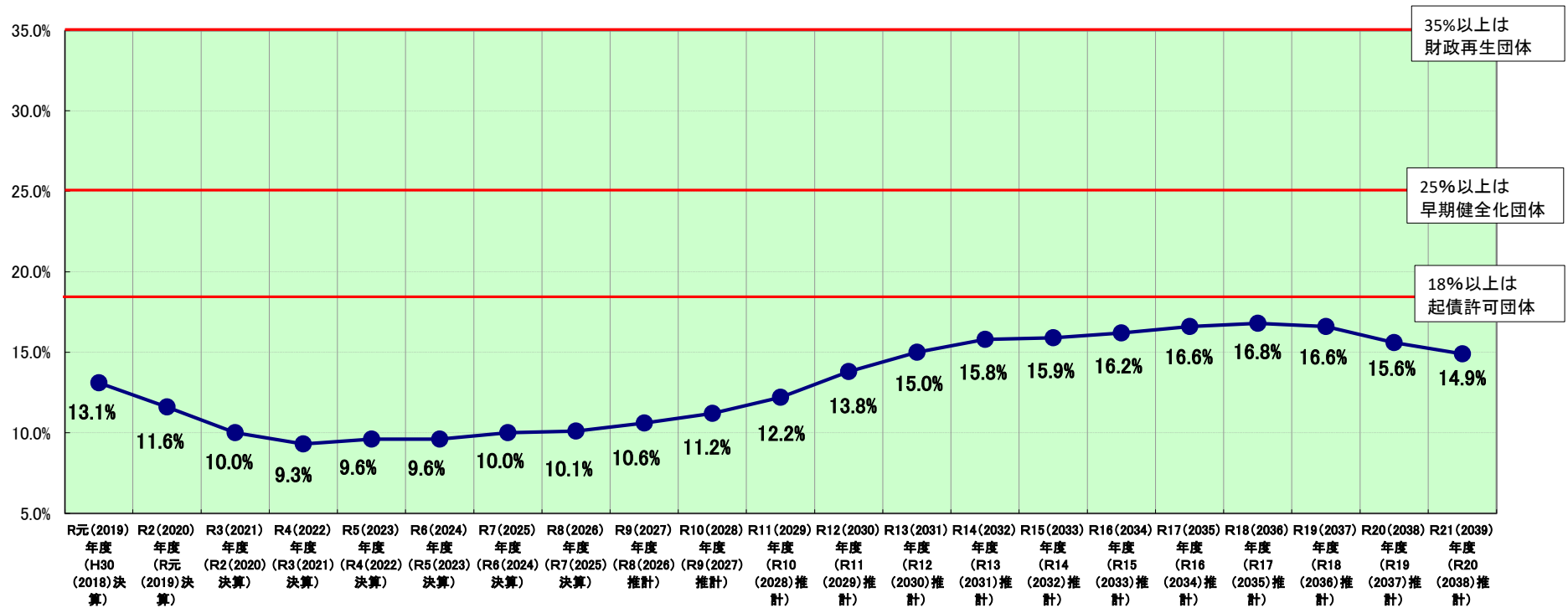
いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、該当がありませんでした。
産業団地事業特別会計が令和7(2025)年度から公営企業に準じた取扱いへ移行したことに伴い、資金不足比率の報告が必要となりました。

$$\text{(算定式) 資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (※)}}{\text{事業の規模 (営業収益－受託工事収益)}}$$

※ 資金の不足額

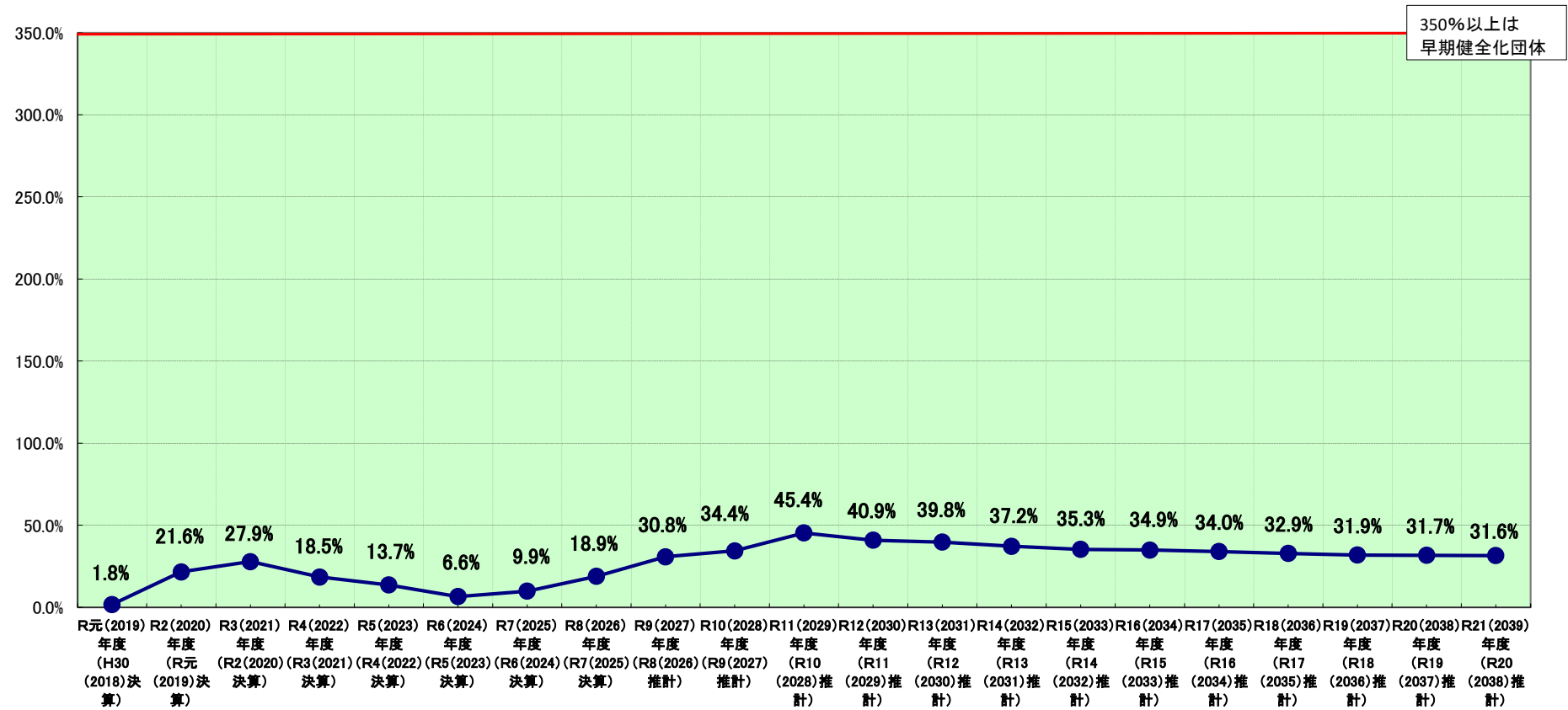
公営企業ごとに資金収支の累計不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額です。

実質公債費比率(3か年平均)の将来推計



※1 上段は算定年度です

将来負担比率の将来推計



※1 上段は算定年度です